

都内にお住いの保護者の皆様へ

**令和5年度私立高等学校等 授業料軽減助成金・奨学給付金 特別申請のご案内**

この制度は、私立高等学校等に通学する生徒の保護者様に、その経済的負担を軽減することを目的として、授業料や教育費の一部を助成するものです。

さて、令和5年7月末で終了いたしました通常の申請期間後に、住民税の税額変更等の特別な事情により助成対象となった方のために、下記のとおり「特別申請」の受付を行います。受付期間が短いため、対象となる方はお早目にご準備をお願いします。

なお、通常の申請期間に申請できなかった方につきましては、今年度に限り設けます、令和5年12月11日から12月22日までの追加申請の機会をご利用ください。

記

1 対象者

私学財団ホームページ掲載の「お知らせ」の住所等の要件を満たし、以下の(1)(2)のいずれかの条件に該当する方が対象です。なお、授業料軽減助成金については、令和5年6月～7月の通常の申請期間に申請し、上限額まで受給した方は申請できません。

(1) 通常の申請期間終了後に住民税の税額変更等により対象となった方

(2) 授業料軽減助成金において、通常の申請期間中に申請したが、授業料の滞納などにより

助成金の全部または一部を受給できなかった方 (特別申請時まで授業料を納付していない場合は申請できません)

2 軽減・給付額

- ・授業料軽減助成金 (年額) ※授業料に対する助成 : 原則 5万9,400円 ~ 35万6,200円
- ・奨学給付金 (年額) ※授業料以外の教育費に対する助成 : 5万2,100円 ~ 15万2,000円

3 申請方法 (ユーザ ID の有無で申請方法が異なりますのでご注意ください)

※当該助成金のユーザ ID は就学支援金の ID とは別のものです。

●今年度当該助成金のオンライン申請をしておらず、ユーザ ID をお持ちでない方

スマートフォンまたはパソコンから、下記の「申請受付サイト」にログインして、オンラインで申請手続きをしてください。

●今年度当該助成金のオンライン申請をしたことがあり、ユーザ ID をお持ちの方

郵送でのご申請となります。申請書をお送りしますので、下記の「東京都私学就学支援金センター」まで電話でお問い合わせください。

4 申請期間及び申請先

申請受付期間	申請受付サイト
令和6年1月4日(木)～11日(木) ※期限を過ぎた申請は受け付けできません	授業料軽減助成金及び 奨学給付金オンライン申請システム <a href="https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/">https://shigaku-tokyo-k.my.salesforce-sites.com/</a>



5 注意事項

- (1) 助成要件や申請に必要な書類等は、財団ホームページに掲載の「授業料軽減助成金・奨学給付金 特別申請のお知らせ」を確認してください。
- (2) 申請に際しては住民票 (マイナンバーの記載のないもの) 及び課税証明書を添付してください。

6 お問い合わせ先

(公財) 東京都私学財団 東京都私学就学支援金センター 授業料軽減助成金・奨学給付金担当

電話 03(5206)7925 <直通> [土日・祝日・年末年始を除く 9:15~17:00]

東京都私学財団

検索

<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>